

徳島県公安委員会規則第一号

徳島県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月六日

徳島県公安委員会委員長 稲 井 芳 枝

徳島県警察組織規則の一部を改正する規則

徳島県警察組織規則（昭和四十三年徳島県公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「及び人材育成推進室」を削る。

第五条第三項を削る。

第八条第一項中「少年女性安全対策課」を「人身安全・少年課」に改める。

第十条の三の見出しを「（人身安全・少年課）」に改め、同条中「少年女性安全対策課」を「人身安全・少年課」に改める。

第二十八条第三項の表以外の部分中「、人材育成推進室」を削り、同項の表人材育成推進室の部を削り、同条第四項の表警務課の部警務調査官の項中「任用及び服務」を「人事及び定員」に改め、同項の次に次のように加える。

人材育成推進管理官	警察職員の服務及び教養の指導及び総合調整に関すること。	警視又は警部
上席師範	術科教養の指導に関すること。	警察官以外の警察職員
師 範	術科教養の実施に関すること。	警察官以外の警察職員

第二十八条第四項の表少年女性安全対策課の部中「少年女性安全対策課」を「人身安全

・少年課」に、	人身安全対策官	人身安全関連事案の指導及び捜査に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。	警視又は警部

を	少年事件管理官	少年事件の捜査及び指導に関すること。	警視又は警部
	人身安全対策官	人身安全関連事案の指導及び捜査に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。	

に、

被害少年支 援官	被害少年支援の指導に関すること。	警視、警部又は 警察官以外の警 察職員
-------------	------------------	---------------------------

を

被害 援官	被害 援幹
----------	----------

少年支	被害少年支援の指導に関すること。	警視又は警部
少年支	被害少年支援の指導に関すること。	警察官以外の警 察職員

に、

少年事件 と。

の捜査及び調査に関するこ

を

少年事件の捜査及び指導に関するこ
と。

に改める

第三十一条の表会計幹の項の次に次のように加える。

生活安全官	上司の命を受けて署における生活安全警察の事務 全般を処理する。	警視又は警部
地域官	上司の命を受けて署における地域警察の事務全般 を処理する。	警視又は警部

第三十一条の表刑事事官の項中「生活安全警察及び」を削り、同表地域官の項及び地域交通官の項を削り、同表交通官の項の次に次のように加える。

警備官	上司の命を受けて署における警備警察の事務全般 を処理する。	警視又は警部
-----	----------------------------------	--------

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。